

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月21日

経理責任者  
独立行政法人  
国立病院機構豊橋医療センター  
院長 山下 克也

### 1 競争に付する事項

#### (1) 調達件名及び数量

放射線治療装置(リニアック)・治療計画用CT装置撤去(処分)及び買取 一式

#### (2) 調達案件の特質等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

令和8年7月31日

#### (4) 履行場所

愛知県豊橋市飯村町字浜道上50

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター

#### (5) 入札方法

入札金額については、撤去(処分)を行う機器の査定を行い、買取り金額を撤去(処分)に係る費用から差し引いた金額とすること。買取金額が撤去金額を上回る場合は病院に支払う金額を記入すること。

第一契約交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札する金額には、直接経費のほか、導入経費、運送費等、業務履行に要する一切の費用を含むこと。

### 2 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供」・「物品の買受け」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、東海北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 当該契約を履行できることを証明できる者であること。

(5) 国立病院機構会計規程の競争参加資格に加え、以下①～⑥の要件を満たすこと。

① 薬事法第39条第1項の規定に基づく「高度管理医療機器等の販売業・賃貸業」の許可を受けた事業者であること。

- ② 古物営業法第3条第1項の規定に基づく「古物商」の許可を受けた事業者であること。
- ③ 撤去（又は処分）にあたって、事業者が引き取る機器について査定を行い、その結果、当該機器について処分に要する費用以上の価格で買取りが可能な場合については、処分に要する費用と買取り価格の差額を病院に対して支払うこと。
- ④ 病院の指定する時期（期間内）に撤去作業（又は、搬出作業）が完了すること。
- ⑤ 病院が指定する場所からの撤去（又は搬出）が可能であること。  
また、撤去及び搬出を含む処分の過程において発生する一切の費用については、“処分に要する費用”に含むものとする。
- ⑥ 撤去後の機器を処分する場合については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い、事業者の自己責任と費用負担にて行い、病院に対して何らの損害を与えないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒440-8510 愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50  
独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター 業務班長  
電話 0532-62-0301
- (2) 入札説明書の交付方法 (1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札説明会 開催しない
- (4) 入札書の受領期限 令和8年2月5日（木）17時00分
- (5) 開札の日時及び場所 令和8年2月9日（月）10時00分  
独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター会議室1

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約交渉権者の決定方法  
契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とする。  
ただし、契約交渉権者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を第一交渉権者とすることがある。
- (7) 契約価額の決定  
契約価額は交渉権者との交渉により決定する。
- (8) 詳細は入札説明書による。